

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月27日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 大音量でカーステレオ等を聞き、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して両耳を塞ぎ携帯音楽機器等を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p>

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。